

報告（４）

他県で発生した事故・事件を踏まえた幼児児童生徒の安全確保について

学校安全・安心推進課

滋賀県大津市で発生した幼児の交通死亡事故及び神奈川県川崎市で発生した殺傷事件等を踏まえ、県教育委員会では以下の取組を行った。

1 大津市における交通死亡事故関係

(1) 庁内関係課で構成する「通学路の交通安全対策に関する関係部署連絡会」にて、今後の対応について検討（5/22）。

【参考】過去5年間で子供が当事者となる重大事故が発生した交差点を対象に、警察、道路管理者（国・県・市町村）、教育関係者（保育園、幼稚園、小中学校）合同での緊急点検を開始（5/21）。

(2) 市町村教育委員会を通じて公立幼稚園及び小・中・義務教育学校、並びに県立学校あて、通学路交通安全プログラムに沿った安全確保及び事故報告等の事例に基づく指導について、改めて徹底を要請（5/28）。

2 川崎市で発生した殺傷事件関係

(1) 上記通学路の安全確保と併せて、子供達の登下校時の安全確保について、登下校防犯プランに基づく取組について、改めて要請（5/28）。

また、重大事故や事件の視点を加えた危機管理マニュアル等の見直しも要請。

(2) 知事部局関係各課と情報交換（5/29）

(3) 県市町村教育長会議において、5月28日付け通知内容について、徹底を要請（5/30）

(以上)



25ス学健第21号
平成25年12月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
大 路 正



通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (依頼)

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、本年度においても登下校中の児童生徒等が死傷する事故が依然として発生しております。

文部科学省は、国土交通省、警察庁と協力し、平成25年5月31日に、国及び地域における「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」について取りまとめ通知したところであり、これに関する各市町村教育委員会を対象とした文部科学省のアンケート調査を行ったところです。この結果、平成25年8月末時点における公立の小学校及び特別支援学校小学部での合同点検の実施状況及び市町村における推進体制の構築状況については別添のおとりとなり、概ね多くの地域において継続的な取組が行われているところですが、推進体制の構築などに関しては未定の地域が多くあると認識しております。

こうした状況を踏まえ、今般、各地域における通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、必要と考える具体的な方策について、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し別紙のおとり取りまとめました。

については、通学路の交通安全の要である皆様におかれましては、別紙を参考に各地域における関係機関の連携による継続的な取組が推進されますよう、御配慮をお願いします。

なお、本件については、国土交通省及び警察庁から関係機関に対しても、同様に通知されていることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、この趣旨について周知くださるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課 交通安全係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 03-5253-4111 (内線2695)
FAX 03-6734-3794
E-mail: anzen@mext.go.jp

通学路の合同点検に関するアンケート調査 取りまとめ結果

第1 調査の概要

平成25年5月31日に文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」において示した、合同点検の実施や協力体制の構築について、8月31日時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査を行った。

第2 調査対象

公立小学校及び特別支援学校小学部（21,308校）

第3 調査結果

1 平成25年度中（8月31日まで）の通学路の合同点検について

実施済み	9,849校
未実施	11,459校

1-1 実施済みの合同点検の内容

全ての通学路を点検 (新たに設定されたものを含む)	7,769校
昨年の緊急合同点検で判明した対策必要箇所のみ点検	1,243校
昨年の緊急合同点検以降に状況が変化した通学路についてのみ点検	837校

1-2 合同点検を実施した際の枠組み

緊急合同点検と同一	5,625校
既存の枠組みを活用	3,447校
その他の枠組み	777校

1-3 合同点検未実施の学校の今後の予定

今年度中に実施予定	1,777校
検討中	2,321校
今年度中に実施する予定なし	7,361校

※ 今年度中に合同点検を実施しない主な理由

- 昨年に実施した緊急合同点検で、通学路の危険箇所は全て点検・把握済みであるため。
- 新たに設定された通学路についても、学校、教育委員会、保護者等で安全点検を実施したが、危険箇所の発見に至らなかったため。
- 市町村において、隔年で合同点検をするという取組方針がすでに固まっているため。

2. 定期的な合同点検に関する計画の策定状況

作成済み	293市町村
作成予定	479市町村
作成しない	973市町村

3 通学路の安全確保のための関係者の推進体制の構築状況

平成24年度末までに構築済み	609市町村
平成25年度に構築	135市町村
構築時期未定	1,001市町村

3-1 市町村の推進体制の構成状況（※ 複数回答）

学校関係者（先生、教育委員会等）	100%
道路管理者	96%
警察	94%
保護者	47%
保護者以外の近隣住民	29%
その他（学識経験者、ボランティア等）	25%

4 学校ごとにおける推進体制の構築状況

平成24年度末までに構築済み	10,085校
平成25年度中に構築	1,131校
構築時期未定	10,092校

平成25年12月6日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に関催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

〇〇市 通学路交通安全プログラム(案)

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 25 年〇〇月

〇〇市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「〇〇市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・〇〇市教育委員会
- ・〇〇市交通安全対策課
- ・〇〇警察署
- ・国土交通省〇〇国道事務所
- ・〇〇県〇〇建設事務所
- ・〇〇市建設部建設課
- ・〇〇（小学校代表者）
- ・〇〇（PTA代表者）
- ・〇〇（・・・・・・）

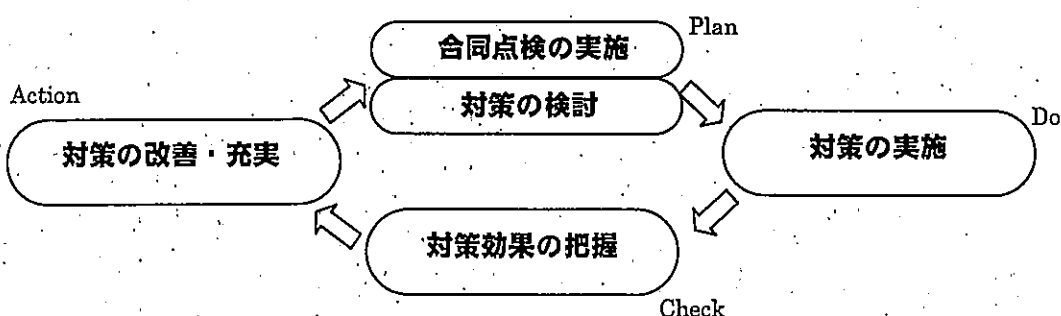
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を○つのグループに分け、それぞれ○年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、夏期と冬期を交互に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・地域住民へのアンケートの実施
 - ・車両と歩行者の離隔を測定など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

対策一覧表

平成〇年〇月時点

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む	無電柱化	〇〇市	
2	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険	自転車通行位置の明示	〇〇市	平成25年度
3	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	踏切の内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険	踏切の拡幅	〇〇市	平成25年度
4	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険	大型車通行禁止、狭さくの設定	〇〇市	
5	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険	歩道拡幅、バリアフリー	〇〇市	
6	市道〇〇〇〇線	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇	狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険	バス停周辺歩道整備	〇〇市	

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、PTA会長、区长、〇〇河川国道事務所、〇〇市道路課、〇〇警察署、〇〇道路利用者会議

【〇〇小学校】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1						
2						
3						
4						
5						
6						

【対策検討メンバー】教育委員会、小学校、PTA会長、区长、〇〇河川国道事務所、〇〇市道路課、〇〇警察署、〇〇道路利用者会議

平成〇年〇月〇日

通学路対策箇所図(イメージ)

【対策検討メンバー】

- ・教育委員会、学校、PTA
- ・道路管理者
- ・警察署
- ・利用者団体

① 歩くのに電柱が邪魔になり、車道へ入り込む
 対策メニュー → 無電柱化

② 自転車と徒歩通学する児童が錯綜し危険
 対策メニュー → 自転車通行位置の明示
 [平成25年度完成]

③ 踏切内の歩行空間が狭く、児童と車が輻輳し危険
 対策メニュー → 踏切の拡幅
 [平成25年度完成]

④ 国道の渋滞を避けて抜け道として利用する大型車が多いが、歩道がなく危険
 対策メニュー → 狭さくの設定

⑤ 歩道の幅員が狭く、また段差がある箇所があり転倒の危険
 対策メニュー → 歩道拡幅
 ・バリアフリー化

⑥ 狭い歩道の中にバス停があり、バスを待つ人がいる場合など危険
 対策メニュー → バス停周辺歩道整備

--- : 通学路(学校指定)
 ● : 要対策箇所





30 初健食第 1.2 号
平成 30 年 6 月 22 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公立大学担当課長
各国公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を 殿
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



(印影)

「登下校防犯プラン」について

新潟市において、平成 30 年 5 月に下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

本事件を受けて、関係省庁により登下校時の子供の安全確保のための対策が協議されてきましたが、本日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、「登下校防犯プラン」が別紙のとおりとりまとめられました。

本プランは、登下校時における児童生徒等の安全を確保するため登下校時の総合的な防犯対策として 5 項目を掲げています。

各位におかれては、これらを踏まえ、教育委員会・学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた安全確保対策について取り組まれるようお願いいたします。

なお、本プランに取り組むに当たっての留意事項と通学路の防犯の観点による緊急合同点検（小学校等を想定）の実施要領については、後日別途連絡します。

大学、高等専門学校及び専修学校・各種学校においても、この趣旨を踏まえて必要に応じて対策に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課長におかれては、所轄の学校法人、学校及び各種学校に対して、各国公立大学担当課長におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第

1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長におかれては、所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課長におかれては、所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課長においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 交通安全・防犯教育係

TEL : 03-5253-4111 (2695)

FAX : 03-6734-3794

登下校防犯プラン

平成30年6月22日

登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議

子供の安全確保は、安全安心な社会の要である。

しかしながら、平成30年5月、新潟市において、下校途中の7歳の児童が殺害され、未来ある尊い命が奪われるという、痛ましく許しがたい事件が発生した。

また、犯罪情勢をみると、道路上における身体犯の被害件数全体は、過去5年で減少しているにもかかわらず、このうち被害者が13歳未満の子供である事犯に限定すると、ほぼ横ばいで推移している。そして、こうした子供の被害は、登下校時、特に15時から18時の下校時間帯に集中している傾向にある。

従来、登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の子供は地域で守るという観点から、地域の現場において多岐にわたる努力がなされてきたが、地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しているという課題がある。

加えて、共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっている上、放課後児童クラブ・放課後子供教室等において放課後の時間を過ごす子供が増加し、下校・帰宅の在り方が多様化していると考えられる。

したがって、従来の見守り活動に限界が生じ、「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅周辺で子供が1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じている。

この「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると言える。

政府においては、今回のような事件が二度と発生しないよう対策を強化することは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、5月18日、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催した。

以降、従来の取組を検証した上で、今般、「登下校防犯プラン」として、以下のとおり対策を取りまとめた。

社会全体で子供の安全を守るため、この対策に迅速に取り組むこととする。

1. 地域における連携の強化

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会・学校、自治体の3者に加え、放課後児童クラブ・放課後子供教室、地域住民、保護者等の関係者が連携することが不可欠である。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

警察、教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を各地域に構築する。

この「地域の連携の場」として、地域の実情に応じて、通学路の安全確保連絡協議会、学校警察連絡協議会、地域学校安全委員会等、既存の協議の場を活用することは効率的である。ただし、既存の協議の場を活用する場合であっても、確実に登下校時における防犯対策を協議の対象とし、そのために必要な関係者について確実に参画を得ることにより、その成果を実効的な対策に結び付けるよう留意する。

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

- ① 内閣府のホームページに「登下校防犯ポータルサイト」を新設し、登下校時における防犯対策に関し、関係省庁の施策、各地域の取組等の情報を集約・発信することにより、地域の取組を支援する。
- ② 文部科学省のホームページ内にある「文部科学省×学校安全」サイト、警察庁のホームページ内にある「自主防犯ボランティア活動支援サイト」等、関係省庁のホームページにおける情報発信についても、登下校時における防犯対策に取り組む関係者の参考となるよう、引き続き充実させる。

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

登下校時における子供の安全確保のためには、関係者が連携して通学路の安全点検を緊急かつ確実に行い、「1人区間」等の「見守りの空白地帯」等の危険箇所を把握・共有した上で、下記(2)のソフト面と下記(3)のハード面の両面から、環境の整備・改善を行う必要がある。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

- ① 教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等は連携して、政府が示す要領を踏まえ、平成30年9月末までに、通学路の防犯の観点から緊急合同点検を実施する。
- ② 関係者が連携して合同点検を実施する際には、例えば地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくするとともに、こうした作業過程を通じ、関係者の連携を実質的に深める。

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

- ① 緊急合同点検により把握された危険箇所について、警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。
- ② 防犯ボランティア団体等、地域住民による見守りについても、危険箇所への重点的な配置にシフトすることにより、その効率的・効果的な実施を図る。

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

- ① 緊急合同点検により把握された危険箇所に関し、上記(2)のソフト面での対策を補完するハード面での環境整備・改善策として、現場のニーズを踏まえ、通学路における防犯カメラを緊急的に整備するため、政府において必要な支援を講じる。
- ② 地下通路、駐車場、公園等の公共施設の整備に併せ、安全性の確保等の施設管理上の観点から防犯カメラ、防犯灯、見通しの良い植栽・柵等を設置する場合、市街地整備の一環として、政府において、社会資本整備総合交付金等による支援を実施する。
- ③ 国土交通省等の小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を改訂するとともに、各地方整備局等に、防犯まちづくりに関する相談窓口を設置し、自治体における防犯まちづくりの取組を促進する。

- ④ 適切に管理されていない空き家の存在は防犯の観点から望ましくないため、政府において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組、立地誘導促進施設協定制度の活用等を推進する。
- ⑤ 政府において、子供等を対象とした犯罪・前兆事案の発生状況を踏まえた地理的特性の分析などの調査研究を実施し、防犯環境整備の充実等に向けた取組を推進する。

3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

警察や自治体においては、あらかじめ登録している者に対し、子供の犯罪被害や不審者に関する情報（以下「不審者情報等」という。）を送信する防犯メールのサービスを実施しており、こうした取組が全国に広がっている。

警察が把握した不審者情報等は、教育委員会を通じて学校や保護者に提供されたり、また、見守り活動を行う防犯ボランティア団体等に提供されたりしているが、事案の概要を知らせるにとどまり、受信者側の具体的な対応に資するような効果的な情報提供となっていない側面もみられる。

加えて、放課後児童クラブ・放課後子供教室について、利用している子供の来所・帰宅時の安全確保のためには、警察・学校との情報共有等が必須であるが、そもそも安全確保のためのマニュアルが整備されていないところも多い。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有

- ① 不審者情報等について、従来の教育委員会経由でのやり取りに加え、警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することにより、プライバシーに配慮しつつ、より粒度の高い情報の共有を可能とし、具体的な対応に資するようにする。
- ② 学校が子供等から把握した不審者情報等についても、プライバシーに配慮しつつ、警察署が提供を受けて双方向での共有を行い、必要に応じ、警察の子供女性安全対策班（JWAT）による先制・予防的活動を実施する。

(2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信

警察からの情報提供・発信に当たっては、プライバシーに配慮しつつ、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置・ルートの変更等に直接役立つようなより粒度の高い情報、保護者等が取り得る防犯対策、提供した情報に係る検挙情報等、受信者側の対応に資する情報についても、併せて提供・発信する。

(3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

- ① 放課後等に児童が来所する放課後児童クラブ等においても来所・帰宅時の安全対策を講じるため、政府において、放課後児童クラブを始め、児童館や放課後子供教室においても利用可能な「来所・帰宅時における安全点検リスト」を改訂し、事業者や自治体に対する説明会等を通し、その適切な利用を図る。
- ② 放課後児童クラブや放課後子供教室への来所・帰宅時において事件・事故等を未然に防ぐ観点や発生時に備える観点から、危機管理体制・安

全確保の対策等について、放課後児童クラブ、放課後子供教室、警察等
が、情報を共有し、十分に連携する体制を構築する。

4. 多様な担い手による見守りの活性化

従来の見守り活動に限界がある中、「1人区間」等の「見守りの空白地帯」を埋めるためには、これまでの高齢者世代を中心とした活動の効率化・活性化を図ることはもとより、個人の負担が小さい形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を広げる必要がある。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

- ① 見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」等を推進する。
- ② 企業によるCSR活動の一環として、事業者が、事業活動とは別に行う見守り等に加え、日常の事業活動を行いながら子供を見守る「ながら見守り」等を推進する。
- ③ 自動車運送業者等に対し、業務に支障のない範囲における「ながら見守り」等への協力、ドライブレコーダーの搭載等を依頼する。
- ④ 政府において、特に10月11日の「安全安心なまちづくりの日」、同日から同月20日までの間に実施される「全国地域安全運動」の期間において、登下校時における子供の「ながら見守り」等を推奨する。
- ⑤ 見守り活動等に取り組む高齢者、現役世代、事業者等に対する積極的な表彰、活動の周知・情報発信、子供を始めとする関係者との交流の場の提供等、地域における更なる理解や協力を確保するための取組を推進する。

(2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

- ① 学校内外における見守り活動等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）の養成、スクールガードに専門的な指導等を行うスクールガード・リーダーの巡回の推進等により、登下校の見守りの担い手を確保するとともに、見守りの質の向上を図る。
- ② 青色回転灯装備車（青パト）によるパトロールを実施する防犯ボランティア団体に対し、講習会等の場を通じて、きめ細かい情報提供やパトロールの着眼点等を助言するなどにより、パトロールのより効果的な実施を支援する。
- ③ 防犯ボランティア団体が使用する青パトに装備するドライブレコーダーに関する補助制度の例について、上記1. (2)の「登下校防犯ポータルサイト」等において紹介し周知する。

(3) 「子供110番の家・車」への支援等

- ① 危険に遭遇した子供の一時的な保護、警察への通報等を行うボランティアである「子供110番の家・車」について、運営主体である警察、教育委員会・学校、自治体等が、上記2. (1)の緊急合同点検の機会に実態を確認する。
- ② 実施主体に対し、従来の対応マニュアルを活用しつつ、不審者等を発見した時の対応について、より実践的・具体的な指導・研修を行うことに加え、平素からの能動的な役割を期待し、見守りへの協力や不審者情報等の受信を依頼するなど、支援を強化する。
- ③ 教育委員会・学校において、通学に係る指導等を通じて「子供110番の家」との連携を一層推進し、その活用を強化する。

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

登下校時における防犯対策については、子供を極力1人にしないという観点から、安全な登下校方策を策定し実施することが重要であり、例えば「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くためには、様々な方策を組み合わせて対応する必要がある。

また、小学校低学年の子供に多くの役割を期待することは現実的ではないものの、子供自身にも、発達の段階に応じて、危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を行うことは不可欠である。

さらに、こうした能力を身に付けた子供が社会人となり、社会全体の防犯意識の向上や安全で安心な地域社会づくりに寄与することも期待される。

このため、以下の対策に取り組む。

(1) 防犯教育の充実

① 防犯の専門家の知見等も活用しつつ、例えば、地域安全マップ作りや防犯教室等を通じ、子供に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育を推進する。

その際、上記4.(3)の「子供110番の家」への駆け込み訓練や「子供110番の家」の実施主体との顔の見える関係の構築等により、実践的な防犯教育と地域における防犯意識の向上の両面から、「子供110番の家」の活用を推進する。

また、学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について、子供が考えながら参加・体験できる防犯教室を引き続き開催する。

② 防犯教育の担い手である教職員の研修を充実させ、指導力・安全対応能力を向上させるとともに、見守り活動を行うスクールガード等に対し、最新の知見の伝達や意識啓発を行うこと等により、質の向上を図る。

③ 保護者が、直接的な見守り活動への参加が困難な場合であっても、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等を子供と確認すること、子供が把握した不審者情報等を聞き出すこと等、家庭においてこそ効果的に果たせる役割を踏まえた防犯の取組を推進する。

(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

政府において、防犯ブザー等の活用、集団登下校・スクールバス等による安全な登下校方策の実施、ICタグを活用した登下校管理を始めとするICTを活用した防犯対策等、全国の様々な好事例について、実施に当たった留意点等と併せて、上記1.(2)の「登下校防犯ポータルサイト」等を通じて周知することにより、地域・学校の実情に応じた、より効果的な安全確保の取組を推進する。

6. 今後の検証

上記1. で述べたとおり、登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察・学校・自治体の3者が、地域住民等と連携することが不可欠である。

この考え方にに基づき、本プランに掲げる各施策については、警察庁・文部科学省が中心となり、関係省庁（国土交通省・厚生労働省・内閣府・総務省）の協力を得て推進し、その実施状況の検証を確実に行う。

具体的には、警察庁は都道府県警察が担う施策について、文部科学省は教育委員会・学校が担う施策について、国土交通省は都道府県・市区町村の防犯まちづくり担当部局が担う施策について、厚生労働省は放課後児童クラブ担当部局が担う施策について、それぞれ対応するとともに、特に警察庁は、従前から防犯対策全般を担ってきた立場を踏まえ、全体の取りまとめも行う。

上記1. から5. の5つの柱について、それぞれの取りまとめ省庁は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 地域における連携の強化： | 警察庁・文部科学省 |
| 2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善： | 文部科学省 |
| 3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応： | 警察庁 |
| 4. 多様な担い手による見守りの活性化： | 警察庁 |
| 5. 子供の危険回避に関する対策の促進： | 文部科学省 |